

大地震後の被災建築物から住民の安全を守るために

被災建築物応急危険度判定



応急危険度判定とは…

地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。そのため、被災後すぐに応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを「危険」「要注意」「調査済」の三種類で応急的に判定することをいいます。



(赤紙)

この建物に立ち入ることは、危険です。



(黄色)

この建物に立ち入る場合は、十分注意してください。



(緑色)

この建物は使用可能です。

応急危険度判定士とは…

前述の応急危険度判定活動を行う者であり、具体的には、建築士の資格をお持ちになっている方で、県が主催する応急危険度判定講習会を受講し、知事へ申請を行い、応急危険度判定士として認定（5年更新）された方です。

県内や他県において大規模な地震等が発生した場合、意向を確認した上で岩手県知事が判定士に対し判定活動（ボランティア）を依頼することとなります。

なお、その活動は被災建築物の応急的な調査に限定され、被災建築物の復旧に係る調査等までの協力を依頼するものではありません。



◇◇応急危険度判定講習会◇◇

このような趣旨に基づき、盛岡広域振興局土木部では裏面の案内のとおり、応急危険度判定に係る講習会の実施を予定しております。

建築士の皆様におかれましては是非受講されるとともに、応急危険度判定士としての認定申請を行われるようお願いいたします。



被災建築物応急危険度判定講習会の開催案内・申込書

FAXで申込みをする場合は、下記申込記入欄に必要事項をご記入のうえ、本紙のみ送信してください。(FAX番号 019-652-6924)

1 日 時	平成30年 1月26日(金) 受 付 13:00～ 講習会 13:30～15:30
2 開催場所	盛岡地区合同庁舎 8階大会議室(盛岡市内丸11-1) ※ 1時間を超える講習会のため、 <u>合同庁舎の駐車場はご利用できません</u> ので、近隣の駐車場や公共交通機関をご利用願います。
3 定 員	100名
4 受講資格	(1) 建築士法による建築士又はその他知事の認める者であること。 (2) 県内に住所を有すること。
5 申込期限	平成29年12月26日(火) 午後5時
6 申込方法	下記申込記入欄に必要事項をご記入のうえ、郵送またはFAXで申し込みください。申込み受付完了後、受講票を交付いたします。(受講票の交付は、平成30年1月4日以降に交付します。)
7 申込問合せ先	盛岡広域振興局土木部建築指導課(担当 長谷川) 〒020-0023 盛岡市内丸11-1 TEL 019-629-6650(直通)
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>講習会の参加は無料</u>です。また、本講習会はCPD制度対象予定です。 ■ 講習終了の認定証は、後日、郵送します。 ■ 講習終了後に新規(有効期限切れを含む。)に認定申請を希望される場合は、認定申請書の受付を行いますので、受付窓口へ提出してください。認定申請書は、受講票と一緒に配布しますので、予め認定申請書の必要な部分に記入、押印の上、必要な添付書類を添えて受付窓口へ提出してください。(認定申請書は、県のホームページからのダウンロードも可能です。) ■ 後日認定申請される方は、講習終了証交付(後日郵送)後に現在お住まいの広域振興局土木部建築指導課へ、認定申請書を提出してください。

申込記入欄 (該当する項目に☑を入れてください。)

フリガナ	
受講者氏名	
自宅住所	〒 — TEL — —
FAX又はe-mailで受講票をお送りしますので、いずれかをご記入ください。	FAX番号
	Mailアドレス
資格種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> 建築士試験に合格している者 <input type="checkbox"/> 建築基準法77条の58第1項による建築基準適合判定資格者 <input type="checkbox"/> 建築基準法12条第1項による特殊建築物等調査資格者 <input type="checkbox"/> 官公庁で建築行政、営繕等の建築に関する実務の経験年数が7年以上の者で、所属長が建築士と同等の知識及び技能を有すると認められた者
判定士認定の状況	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新規(有効期限切れ) <input type="checkbox"/> 更新その他